

## 社会福祉法人養楽福社会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養楽福社会（以下「法人」という。）定款第6条、第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給及び勤務形態)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、週3日（月・水・金曜日）を勤務とする。ただし、勤務日が祝日の場合は勤務を要しないものとし、勤務日以外に勤務する必要がある場合には、勤務日を振り替えることができるものとする。
- 3 理事は、理事会等会議への出席の他、必要に応じて職務のため勤務する。
- 4 監事は、理事会及び監事監査等への出席の他、必要に応じて職務のため勤務する。
- 5 評議員は、評議員会への出席の他、必要に応じて職務のため勤務する。
- 6 評議員選任・解任委員は、評議員選任・解任委員会に出席する。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 交通費については、契約職員等給与内規第12条の通勤手当に相当する額を支給する。
- (3) 役員等が職務のため出張したときは、役員旅費支給規程に基づき旅費（交通費、宿泊料等）を支給する。
- (4) 理事、監事及び評議員を5年以上勤め退任した場合は、別表2に定める退職慰労金を支給する。ただし、当法人職員を兼務している期間は除外する。

### (法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給時期)

第5条 月額で支給する報酬の支給時期は、毎月28日とする。

- 2 日額で支給する報酬及び交通費の支給時期は、翌月28日とする。
- 3 第1項及び前項の規定による支給日が休日に当たるときは、職員給与規程第5

条第3項に準じた日とする。

4 退職慰労金の支給時期は、退任後1か月以内とする。

(報酬等の日割り計算)

第6条 報酬を月額で支給する役員等に対する月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。但し、死亡による退任の場合は、この限りでない。

2 計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理する。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人養楽福社会役員等の報酬に関する規程（平成23年9月1日適用）及び役員等の退任に伴う特別報奨金について（内規）は、この規程の施行日をもって廃止する。

附 則

この規定は平成30年7月1日から施行する。

別表1 役員等の報酬

区 分	報酬の額
理事長	月額 190,000 円
業務執行理事	月額 150,000 円
理事、監事、評議員、 評議員選任・解任委員	日額 12,000 円

別表2 退職慰労金

区 分	退職慰労金の額
理事長	1年につき 20,000 円
業務執行理事	1年につき 15,000 円
理事、監事、評議員	1年につき 10,000 円

備考 対象者の就任期間の算定は、法人設立時からとする。

参考(第4条関係) 役員等を兼務する職員に支給される給与の上限額

区 分	金 額 等
基本給	月額 426,500 円
管理職手当	90,000 円
扶養手当	扶養の状況に応じて、 子(一人につき) 月額 10,000~15,000 円
通勤手当	運賃等の実費相当額
賞与(年2回)	基本給と役職手当とを合計した額に、支給の都度理事長が法人の収支等を勘案して、全職員一律に定める月数を乗じた額